

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 幼保連携型認定こども園の「園舎、園庭及び設備について」運用上の取扱いが一部改正…………… 1
- ◆ 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を作成（全国保育士会）…………… 2
- ◆ 「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える～質の高い保育実践のために～」が完成（全国保育士会）…………… 2
- ◆ 平成29年度「児童福祉週間」の実施について…………… 3

◆幼保連携型認定こども園の「園舎、園庭及び設備について」運用上の取扱いが一部改正

平成29年3月31日、内閣府と文部科学省、厚生労働省の連名により、局長通知「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）」が発出されました。「平成28年の地方からの提案に対する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）であげられた一部の項目について、改正が行われたものです。

保育室とは別に設置される満3歳以上児の遊戯室等について、保育室がある階の上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設置可能となりました。

また、園庭としての必要面積に算入することができる屋上の要件について、「屋上（屋上と同一階を含む。）に」、便所、水飲み場等を設けることが「園児の利用しやすい場所に」と緩和されています。

そして、既存施設からの移行の特例等について、「地域における保育の供給量が需要を上回るなど、移行特例を適用する必要性が解消された場合においては、新設基準による利用定員を設定するよう努めること」とされました。

さらに、園庭の移行特例について、園舎の建替えを行った場合も、引き続き適用することが可能であること。ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を「可能な限り新設基準に適合するよう努めること」とされています。

通知の本文は、別添の資料をご参照ください。

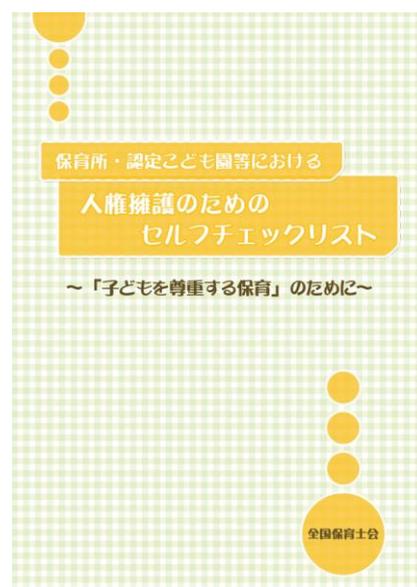
◆「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を作成（全国保育士会）

全国保育士会では、保育士・保育教諭が「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的に、『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～』を作成しました。

本チェックリストは、山縣文治氏（関西大学教授）監修のもと、人権擁護の視点から、「『良くない』と考えられるかかわり」を大きく5つのカテゴリーに分けています。その行為がなぜ良くないのか、参照すべき「子どもの権利条約」、「保育所保育指針（解説書含む）」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（解説書含む）」の関連内容や、「より良いかかわりへのポイント」を記載しています。

本チェックリストは、全国保育士会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.z-hoikushikai.com/new/new.php?id=32>



◆「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える～質の高い保育実践のために～」が完成（全国保育士会）



全国保育士会では、日々子どもや保護者と接する保育士・保育教諭が、児童福祉に携わる者として、「子どもの貧困」の課題について、どのような対応・支援ができるのか検討を行い、その検討結果として、それぞれの職場における保育士・保育教諭一人ひとりが子どもの貧困問題に対する支援等の取り組みを進めていただくことを目的に、パンフレット「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える～質の高い保育実践のために～」を作成しました。

本パンフレットは、山縣文治氏（関西大学教授）監修のもと、「子どもの貧困問題」の捉え方を説明するとともに、対応支援の留意点、具体的な対応を含む事例、保育所・認定こども園等における対応の流れ、連携することが想定される他の関係機関・団体の例を掲載しています。また、「保

育のなかの気づき」に向けたチェックリストにより、日常の保育の中でこの問題に向けた視点を提供するものとなっています。

本パンフレットは、全国保育士会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.z-hoikushikai.com/new/new.php?id=29>

◆平成 29 年度「児童福祉週間」の実施について

すべての子どもたちが健やかに、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として個性豊かにたくましく育っていけるような環境・社会を作っていくため、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

平成 29 年度も、主唱三団体(厚生労働省・社会福祉法人全国社会福祉協議会・公益財団法人児童育成協会)は各種事業や行事を展開し、児童福祉の理念の、いっそうの周知と子どもを取りまく諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしています。



平成 29 年度「児童福祉週間」の標語は、^{みたにろい}三谷 露唯さん（香川県・8歳）の作品です。

できること たくさんあるよ きみのために